

令和2年度（2020年度）函館市地域包括支援センター運営方針（案）

地域包括ケアシステムは、住民の尊厳ある自立した生活を実現することを理念として、その地域の特性を活かし、さまざまな資源を有機的に組み合わせ構築されるもので、地域包括支援センターは、その中核的な機関となる。

この運営方針は、函館市地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和2年度に取り組むべき重点事項および留意事項について示したものである。

1. 基本理念

～いきいき長寿都市宣言～

いつまでも健康で生きがいをもち、安心して生活できる社会をめざして

2. 事業内容および目標数値

(1) 函館市地域包括支援センター運営事業実施要綱に基づき以下の業務を効果的かつ効率的に展開すること。

①介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

(ア)介護予防ケアマネジメント

②包括的支援事業

ア 地域包括支援センターの運営

(ア)総合相談支援業務

(イ)権利擁護業務

(ウ)介護予防ケアマネジメント（居宅要支援被保険者に係るものを除く）

(I)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(オ)地域ケア会議推進事業

イ 生活支援体制整備事業

(ア)第2層生活支援コーディネーター業務

ウ 認知症総合支援事業

(ア)認知症初期集中支援推進事業

(イ)認知症地域支援・ケア向上推進事業

③任意事業

ア 住宅改修支援事業

(2) 以下の事業については目標数値を設定する。

圏域	高齢者人口 推計 (R2.9 末)	包括的支援事業			
		実態把握	ケアプラン 指導研修 (合同・圏域)	地域ケア会議	
				個別ケース	地域課題
西部	7,494 人	787 件	3 回	5 回	2 回
中央部第 1	8,583 人	910 件	3 回	6 回	3 回
中央部第 2	9,136 人	959 件	3 回	6 回	3 回
東央部第 1	10,958 人	1,151 件	3 回	7 回	4 回
東央部第 2	9,706 人	1,019 件	3 回	6 回	3 回
北東部第 1	7,507 人	778 件	3 回	5 回	3 回
北東部第 2	10,610 人	1,114 件	3 回	7 回	4 回
北東部第 3	11,137 人	1,169 件	3 回	7 回	4 回
北部	9,463 人	994 件	3 回	6 回	3 回
東部	5,113 人	537 件	3 回	3 回	2 回
合計	89,707 人	9,418 件	30 回	58 回	31 回

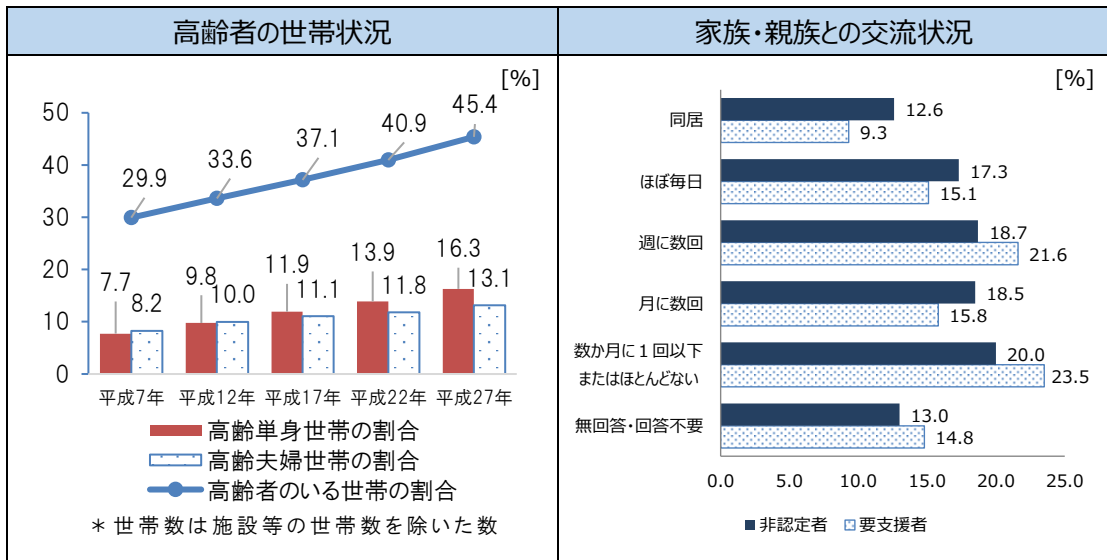
(※ 1) 実態把握は平成 28～30 年度の高齢者人口に対する実態把握率の平均値 10.5%を、令和 2 年度の高齢者人口推計に乗じた。(小数点第 1 位四捨五入)

(※ 2) 地域ケア会議は高齢者人口 3,000 人に対し、個別ケースの検討を 2 回、地域課題の検討を 1 回実施する。(小数点第 1 位四捨五入)

3. 函館市の現状

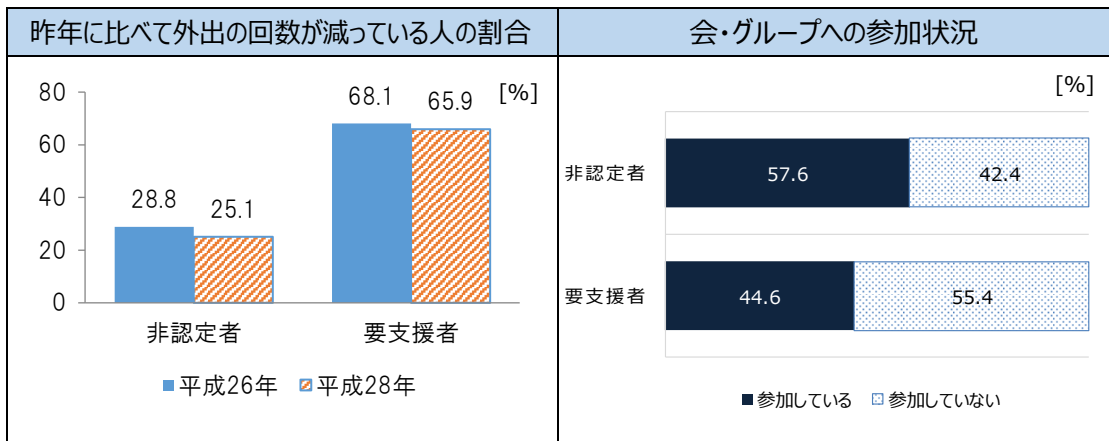
1 第 8 次函館市高齢者保健福祉計画・第 7 期函館市介護保険事業計画より

(1) 少子高齢化の進行に伴い、一般世帯に占める高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の割合が上昇傾向にあるほか、家族・親族との交流の機会が少ない高齢者が多い。



課題 1 : 地域住民がそれぞれの役割を持ち、自分らしく活躍し、支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現と多様な主体による支援体制の構築

(2) 昨年に比べて、外出の回数が減っている高齢者や、会・グループ（町会、趣味のサークル等）に参加していない高齢者が多い。



課題2：地域社会の担い手として期待されている高齢者の健康の維持増進・社会参加の促進と、それに資する環境づくり

2 地域包括支援センター業務実績より

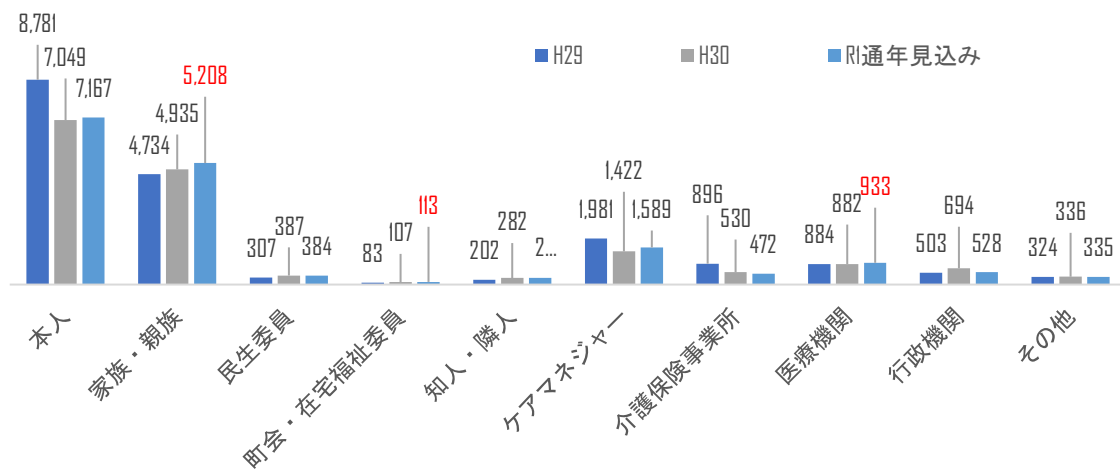
前年度に比べ、センターの総合相談の対応件数はほぼ横ばい。より多くの高齢者等の困りごとを早期にキャッチできるよう、引き続き周知等の強化が必要。

○総合相談対応件数

	H27	H28	H29	H30	R1 (12月末)	R1 通年見込み
相談延件数(件)	15,331	17,876	14,663	13,327	10,123	13,497
高齢者人口(人)	85,045	86,657	88,064	89,156	89,676	—
認定者数※(人)	18,889	19,260	19,612	19,955	20,712	—

※事業対象者および要介護・要支援認定者数

○相談者の内訳



3 地域ケア全体会議の取組（平成28年度以降）

【目的】

認知症になっても住み慣れた地域でその人らしい生活を営むために、住民、関係機関、行政の総合力による地域づくりを行う。

【取組の2本の柱】

- 認知症の人の理解者・協力者を増やす
- 認知症の人の火災リスクを減らす

4. 函館市地域包括支援センター活動の重要課題

見守りや支援が必要な高齢者が増えているにも関わらず、地域の互助力の低下があることから、高齢者等が必要な時に必要な支援が受けられるよう、以下を重要課題とする。

『地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、誰かが異変に気づいたら相談できる地域づくりを行う』

5. 重点取組事項（令和2年度）

○地域包括支援センターが、令和2年度に重点的に取り組む事項は次の（１）～（４）とする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">（１）地域包括支援センターの周知と対応力の底上げ（２）地域で高齢者を支える関係機関との連携（３）地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発（４）住民主体の助け合い活動への発展を目指した地域づくり |
|--|

（１）地域包括支援センターの周知と対応力の底上げ

【現状・課題】

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関として、地域住民にとって信頼して相談できる身近な存在であり、より多くの高齢者等の困りごとを早期にキャッチし支援につなげる重要な役割が求められている。近年、高齢者のみの世帯の増加、後期高齢者の増加等により、地域には見守りや支援が必要な高齢者が増えているが、センターに寄せられる相談（総合相談の対応件数）は横ばい状況にある。平成28年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、センターの役割について、非認定者の約35%が「知らない」と回答しており、センターの認知度はまだまだ十分とは言えないことから、昨年度から、広報紙等の配布先および掲示先を増やすなど周知を強化している。「相談したいけど、誰に相談したらよいかわからない」という人が減るよう、より多くの地域住民にセンターの存在を認識してもらうため、引き続き取り組んでいく必要がある。

また、センターのすべての業務の入り口となる総合相談は、地域の高齢者等に関するさまざまな相談をすべて受け止めることから始まる。さらに、センターはワンストップサービスの拠点として機能を果たすことが求められており、これらに対応できる力の底上げを図り、地域住民に信頼されるセンターとして認知度を上げることが重要である。

【活動目標】

- ・地域包括支援センターの認知度を上げ、地域住民からの相談件数が増えるよう、地域包括支援センターの周知を強化するとともに、総合相談を基本とした対応力の底上げを図る。

【活動指標】

- ・総合相談対応件数
- ・地域住民に対し、地域包括支援センターについて広報・啓発活動を行った回数（広報紙やリーフレットの配布、出前講座など）
- ・広報紙やポスター等の配布先および掲示先の件数

(2) 地域で高齢者を支える関係機関との連携

【現状・課題】

地域の互助力の低下により、高齢者を見守る体制の強化が急務であることから、平成 29 年度から地域の支援者（特に民生児童委員と在宅福祉委員会）との連携を強化してきた。市が全在宅福祉委員会へ地域包括支援センターを周知したこともあり、町会・在宅福祉委員からの総合相談の件数は増加しており、徐々に連携が強化されてきている。

医療機関との連携においては、平成 28 年度にセンター社会福祉士部会が作成した「相談シート」を配布し、徐々に関係構築が進んできているものの、高齢者虐待の通報や相談へ効果的にはつながっていない状況がある。そのため、函館市医療・介護連携支援センターと情報交換するなど、医療機関が置かれている状況や関係性などを整理しセンター間で共有するとともに、医療機関から支援が必要な高齢者等の情報を早期にキャッチするための方策について検討を進めていく必要がある。

また、地域ケア全体会議では、民生児童委員とケアマネジャーの連携ガイドを作成し、配布した。地域包括支援センターにおいても、引き続きケアマネジャーと地域とのつながりを視野に入れた、ケアマネジャーに対する個別支援や、地域ケア会議を行うことが重要である。

【活動目標】

- ・関係機関からの相談件数が増えるとともに、それぞれの機関が連携し円滑にケース支援ができるよう、関係構築を行う。

【活動指標】

- ・総合相談対応件数および権利擁護業務に係る相談・通報件数
- ・地域包括支援ネットワークの構築をした関係機関の数
- ・介護支援専門員に対する個別支援において、地域とのつながりを視野に入れ支援をしたケースの数
- ・介護支援専門員と地域福祉の担い手が出席した地域ケア会議において、ネットワーク構築機能を有した会議の回数

(3) 地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発

【現状・課題】

地域ケア全体会議の取組方針と連動し、地域包括支援センターにおいても、「認知症の人の理解者・協力者を増やす」、「認知症の人の火災リスクを減らす」ために、地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発に取り組む必要がある。

認知症地域支援推進員の活動として、「認知症カフェ」の開催や開催への協力、認知症ケアパスの検討に取り組んだ。地域ケア会議においても、認知症の方への支援および地域での見守り体制の構築方法について検討し、地域住民に対する普及啓発を行っており、今後も引き続き、広く地域住民に対し、認知症の正しい理解および地域の見守りの重要性についての普及啓発を行い、認知症地域支援推進員としての活動を積極的に取り組む必要がある。

【活動目標】

- ・認知症の人の理解者・協力が増えるよう、認知症の正しい理解および地域の見守りの重要性についての普及啓発を強化する。

【活動指標】

- ・地域住民に対し、認知症および地域の見守りについて普及啓発を行った回数（広報紙やリーフレットの配布、出前講座、認知症サポーター養成講座など）
- ・地域ケア会議で認知症の方への支援および地域での見守り体制の構築方法について検討した回数

(4) 住民主体の助け合い活動への発展を目指した地域づくり

【現状・課題】

健康づくり教室はこれまで55のグループが自主化しており、住民主体の活動の場の拡充が進んでいる。「地域住民がそれぞれの役割を持ち、自分らしく活躍し、支え合いながら暮らすことのできる地域社会の実現と多様な主体による支援体制の構築」、「高齢者の健康の維持増進・社会参加の促進と、それに資する環境づくり」が課題となっていることから、個人の介護予防だけでなく、高齢者の社会参加と参加者同士の助け合いを目指したグループ支援をするとともに、そのほかの地域にある住民主体の活動の場を把握し、多くの高齢者が社会参加できるよう、第2層生活支援コーディネーターの役割を十分に発揮していくことが重要である。

【活動目標】

- ・多くの高齢者が住民主体の活動の場に参加できるよう、健康づくり教室の自主化や自主グループへの後方支援のほか、地域にある住民主体の活動の場を把握し高齢者を活動へつなげる。

【活動指標】

- ・住民主体の活動の場（健康づくり教室の自主グループも含む）の把握数

6. 留意事項

(1) 職員の資質向上

- ・地域包括支援センターは、地域包括ケア推進課と協働して策定した研修計画に基づき、職員の資質向上を行う。

(2) 他の関連事業との連携

- ・地域包括支援センターは、認知症初期集中支援チーム、第1層生活支援コーディネーター、函館市医療・介護連携支援センター等の関連事業との連携を積極的に図る。

(3) 地域包括支援センター間および市との情報共有

- ・地域包括支援センター連絡協議会が主催する管理者会議および職能部会等において、センター間および市との情報共有を行う。
- ・地域包括支援センターの管理責任者は全センターの管理責任者および地域包括ケア推進課と、定期的に情報共有するとともに業務に関する協議を行う。

(4) 地域包括支援センターの活動計画と評価

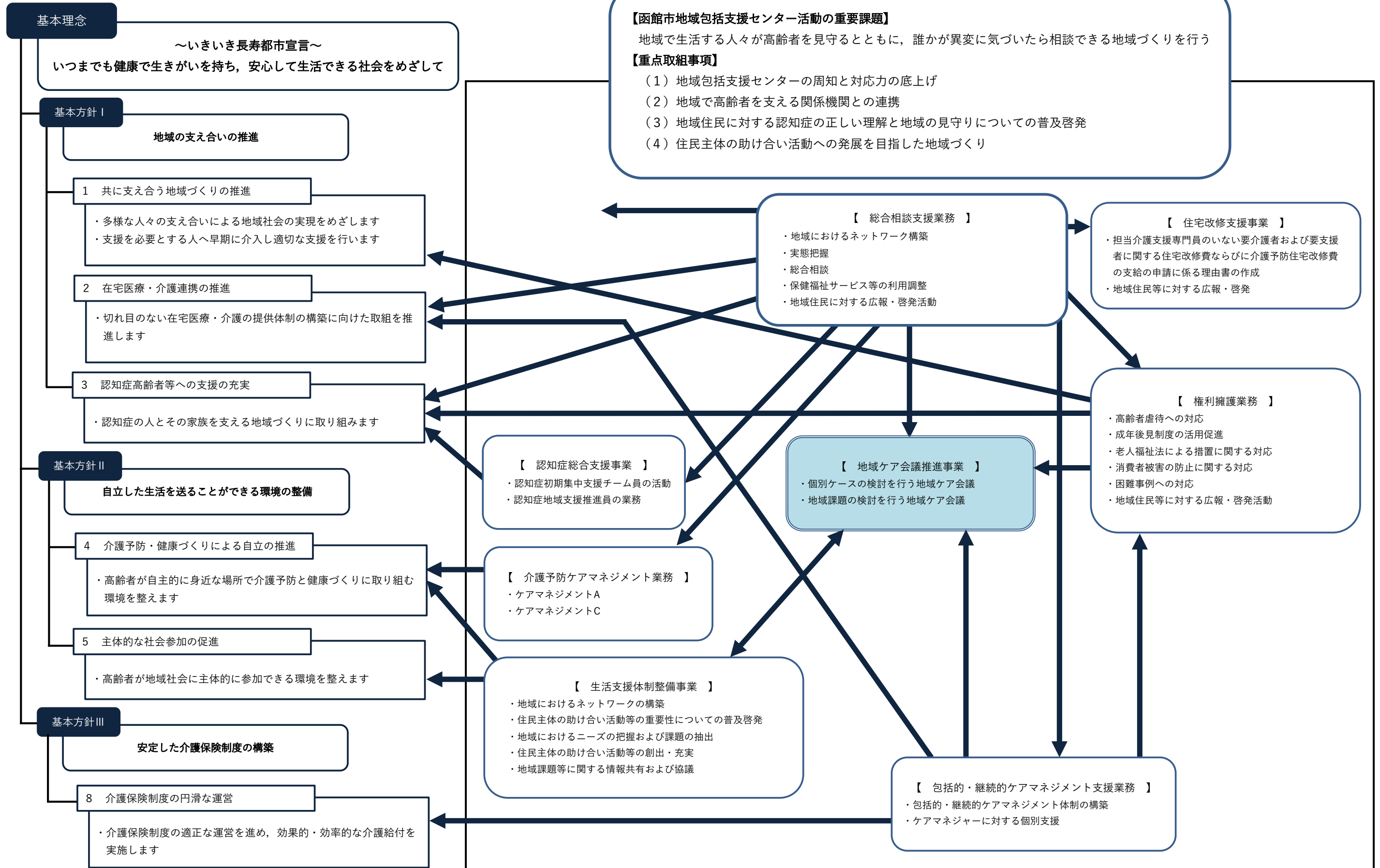
- ・地域包括支援センターは、本運営方針および当該年度の前年度の評価に基づき、所定の様式により、活動計画書を作成する。
- ・なお、活動計画を立案する際には、量的データや地区活動からの質的データから地域特性を把握するなど地域診断を行う。
- ・地域包括ケア推進課は、地域包括支援センターの作成した活動計画書の内容について、地域包括支援センターの管理者等からヒアリングを行い、各圏域の重点取組事項および評価方法等についての協議を行う。
- ・当該年度終了後、地域包括支援センターは活動計画の実施状況について評価を行う。
- ・地域包括ケア推進課は地域包括支援センターが作成した評価に基づき地域包括支援センターの管理者等からのヒアリングを行い、目標数値の達成状況と評価内容の確認をするとともに、評価内容については函館市地域包括支援センター運営協議会に報告し、協議を行う。

(5) 公正・中立性の確保

- ・受託法人は、公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行わなければならない。
- ・受託法人が指定居宅介護支援事業所に介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を一部委託する場合、特定の事業者に偏ることがないようにしなければならない。
- ・介護予防支援業務および介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）において利用調整をした同一法人（グループ）のサービス事業者の占有率は50%を上限とし、これを超える場合は指導の対象とする。同一法人のサービス事業者の利用割合は、事業評価により確認する。

< 第8次函館市高齢者保健福祉計画・第7期函館市介護保険事業計画 >

※関係分抜粋



令和元年度函館市地域包括支援センター運営方針の活動指標に関する実績

※令和元年度実績については、令和元年12月時点の状況

(1) 地域包括支援センターの周知と対応力の底上げ

①総合相談対応件数（延）

(件)

	H29	H30	R1.12	R1見込み
あさひ	1,030	1,331	1,113	1,484
こん中央	1,494	1,245	899	1,199
ときとう	1,396	1,686	1,107	1,476
ゆのかわ	2,401	1,545	1,237	1,649
たかおか	1,735	1,359	1,008	1,344
西堀	852	963	843	1,124
亀田	1,250	1,410	1,086	1,448
神山	1,243	1,358	1,123	1,497
よろこび	1,970	1,287	1,008	1,344
社協	1,192	1,143	699	932
	14,563	13,327	10,123	13,497

・別記第1号様式：総合相談・一般相談対応件数

②センターに関する広報・啓発活動の回数

(回)

	H29	H30	R1.12
あさひ	17	15	13
こん中央	12	29	13
ときとう	21	14	20
ゆのかわ	23	24	15
たかおか	20	17	9
西堀	11	12	10
亀田	13	13	9
神山	17	12	15
よろこび	18	15	18
社協	65	16	4
	217	167	126

・別記第5号様式-5：広報・啓発活動の件数

③広報紙等の配布先および掲示先の実件数

(件)

	H30	R1.12
あさひ	63	79
こん中央	52	86
ときとう	51	99
ゆのかわ	387	390
たかおか	318	333
西堀	71	79
亀田	139	145
神山	54	90
よろこび	93	127
社協	77	79
	1,305	1,507

・別記第5号様式-5：広報・啓発活動の件数

(2) 地域で高齢者を支える関係機関との連携

①権利擁護業務に係る相談・通報件数（実件数）

(件)

	H29	H30	R1.12
あさひ	39	30	19
こん中央	59	58	50
ときとう	30	16	24
ゆのかわ	30	17	13
たかおか	41	37	30
西堀	41	49	30
亀田	39	36	42
神山	52	49	50
よろこび	15	24	20
社協	6	7	8
	352	323	286

・別記第2号様式-2：相談・通報件数

②地域包括支援ネットワークの構築をした関係機関の数

(機関)

	民生委員 (30方面)			町会 (181町会)		
	H29	H30	R1.12	H29	H30	R1.12
あさひ	3	3	3	17	5	11
こん中央	4	4	4	17	15	15
ときとう	4	3	3	6	6	7
ゆのかわ	3	2	2	9	12	13
たかおか	2	2	3	12	9	11
西堀	2	2	2	7	6	6
亀田	6	3	3	5	8	7
神山	2	2	2	7	4	8
よろこび	2	3	3	9	8	8
社協	4	4	4	15	4	5
合計	32	28	29	104	77	91

・別記第5号様式4：ネットワークを構築した機関数

(機関)

	在宅福祉委員会 (122委員会)			その他			(再掲) 新規
	H29	H30	R1.12	H29	H30	R1.12	R1.12
あさひ	0	1	3	28	35	21	3
こん中央	3	3	3	87	51	51	21
ときとう	3	2	2	48	55	62	15
ゆのかわ	2	4	2	49	31	32	19
たかおか	5	2	2	33	21	42	14
西堀	2	1	2	57	29	26	10
亀田	3	2	2	58	79	65	12
神山	3	5	1	40	20	18	6
よろこび	1	4	3	40	50	39	3
社協	2	1	2	61	36	37	1
合計	24	25	22	501	407	393	104

・別記第5号様式-4：ネットワークを構築した機関数

③ケアマネジャーに対する個別支援において、ケアマネジャーと地域とのつながりを視野に入れ支援をしたケースの数

(件)

	H29	H30	R1.12
あさひ	0	0	4
こん中央	1	4	1
ときとう	1	2	1
ゆのかわ	1	4	6
たかおか	4	2	4
西堀	0	0	1
亀田	0	0	2
神山	4	5	4
よろこび	0	1	4
社協	0	0	0
合計	11	18	27

・別記第4号様式：「ケアマネジャーと地域がつながるための支援」をした実人数

③ケアマネジャーと地域福祉の担い手が出席した地域ケア会議において、ネットワーク構築機能を有する会議の回数

(件)

	H29	H30	R1.12
あさひ	4	3	2
こん中央	2	6	2
ときとう	3	4	3
ゆのかわ	6	5	5
たかおか	5	3	6
西堀	3	5	3
亀田	2	2	0
神山	1	5	5
よろこび	4	2	4
社協	2	0	0
合計	32	35	30

・別記第5号様式-3①②：ケアマネジャーと地域の関係者が出席し、ネットワーク構築機能を有した会議の回数

(3) 地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発

①地域住民に対し、認知症および地域の見守りについて普及啓発を行った回数

(回)

	認知症			見守り体制の構築		
	H29	H30	R1.12	H29	H30	R1.12
あさひ	15	22	11	6	2	5
こん中央	7	14	11	8	11	9
ときとう	27	16	17	15	14	8
ゆのかわ	11	14	9	3	8	6
たかおか	16	6	4	8	7	1
西堀	8	10	10	6	6	4
亀田	8	4	4	5	5	2
神山	7	9	5	5	13	8
よろこび	19	6	5	4	1	4
社協	5	14	39	21	26	6
合計	123	115	115	81	93	53

・別記第5号様式-5：内容が「認知症」および「地域の見守り」の回数

②地域ケア会議で地域における認知症の方への支援および地域での見守り体制の構築方法について検討した回数

(回)

	認知症		見守り体制	
	H30	R1.12	H30	R1.12
あさひ	5	2	4	2
こん中央	6	3	6	1
ときとう	7	5	8	8
ゆのかわ	6	5	6	7
たかおか	9	5	6	6
西堀	2	2	3	5
亀田	7	5	7	3
神山	6	6	8	11
よろこび	8	6	8	5
社協	2	4	3	3
合計	58	43	59	51

・別記第5号様式-3①：認知症またはその疑いがあるケースについて検討をした回数

・別記第5号様式-3①②：地域課題の解決策に「地域における見守り体制の構築」があった会議の回数

(4) 住民主体の活動の場の拡充による地域づくり

①健康づくり教室から自主化したグループ数

(か所)

	H29	H30	R1.12
あさひ	3	2	0
こん中央	2	2	2
ときとう	2	2	1
ゆのかわ	2	0	0
たかおか	0	1	1
西堀	0	0	1
亀田	0	1	1
神山	1	0	1
よろこび	3	2	0
社協	1	0	0
合計	14	10	7

・実施年度の途中または次年度から自主化となるグループの数

②住民主体の活動の場の把握数

	H30	R1.12
あさひ	31	31
こん中央	8	11
ときとう	10	12
ゆのかわ	9	10
たかおか	3	4
西堀	1	1
亀田	3	7
神山	21	23
よろこび	11	13
社協	24	24
合計	121	136